

平塚市監査委員 市川 喜久江
同 城田 孝子
同 出村 光
同 上野 仁志

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和7年度の財務監査

市民部 協働推進課、市民課
環境部 環境政策課、収集業務課

2 監査の実施期間

令和7年10月9日から11月28日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

市民部

（1）協働推進課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、ひらつか市民活動センター特別設備（団体ロッカー）使用料について、平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例で定めている督促状の未発送が複数あった。

関係法令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

（2）市民課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。

個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

環境部

（1）環境政策課

ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

（2）収集業務課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、平塚駅北口公衆男女トイレ手洗水栓修繕に係る随意契約について、平塚市契約規則第39条ただし書きの特例適用に誤りがあった。

平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

・備品の管理事務については、良好であると認められた。

・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
須賀河口公衆便所	良好に管理されていた。

以 上